

品川先生のコメントをうけて

小手川正二郎¹

筆者が取り上げたレヴィナスの親子論は、現象学的「記述」を謳いながら「規範」的な主張(親は子を所有すべきではない)を含意しているように見える。「はじめに」で述べた、「われわれが家族を理解する際に無自覚に前提としていること」²——品川先生のコメントによって筆者が「無自覚に前提としていること」および本論中の「意味する」「含意する」³といった表現を曖昧なマジックワードとして用いていたことに気づかされた——とは、「親は子を～のように扱うべき／扱うべきでない」という「隠れたしかたで働いている規範」あるいは「実際には働いていないかもしれないが、働くべき規範」なのだろうか。もしそうだとすると、家族の現象学は徳倫理のように(子どもをもつという)特定の生き方を善とし、自分が統御しえないものを受け入れるというあり方を親本来のあり方として推奨していることになるのだろうか。品川先生のコメントに沿って応答を試みることで、筆者の考える現象学的倫理学の固有性を浮き彫りにしたい。

1. カントの寄託物についての論証

カントの論証は、寄託物の定義から出発し、寄託物という概念を用いて(自分勝手な)格率をたてる者が自己矛盾に陥っていることを示すというものだ⁴。これと同じような論証が自分の子どもを所有物や作品のように扱っている親にも適用できそうである。しかし、おそらくそのような親は(子どもを作品のように扱う親は「親」とは言えないということ)を認めたとしても)「私は自分の子どもを所有物のように扱っているわけではない」(どんなに外からそう見えるにしても、自分は我が子に愛情をもって接している等)と主張する

¹ 小手川正二郎(こてがわ しょうじろう)。國學院大學准教授。

² 小手川正二郎、「子をもつことと親になること——『家族』についての現象学的倫理学の試み」、『倫理学論究』, vol. 4, no. 2 (本号)、関西大学倫理学研究会、2017、24-25頁。

³ 本号 32 頁。

⁴ 品川哲彦、「『現象学的倫理学に何ができるか?——応用倫理学への挑戦』コメント」、本号 41 頁。

ことだろう。そのような場合、たんに「親」という概念理解の誤りを指摘するだけでは充分ではなく、当人がもつ(「所有」や「愛情」の理解も含む)親子関係に係わる理解や実践全体が問われていることを示さなくてはならない。このすれ違いが示唆しているのは、ここで問題となっているのが(血縁関係といった特定の要素から定義されうる)「親であること」ではなく、子どもとのあらゆる関係の理解を含むがゆえに、特定の能力や特徴によっては定義されえない「親となること」⁵であるということだ。

2. 「無自覚に前提としていること」の意味および徳倫理との相違点

レヴィナスの分析において取り出される「親子関係において無自覚に前提とされていること」の解釈には二通りの可能性が考えられる。一つ目は、品川先生の指摘のように、人が「親」という語と同時に存在を理解していくなかで、「親とは～であるべき」といった「隠れたしかたで働いている規範」を顕在化されない形で受け継いでいるというものだ⁶。このように考えるなら、われわれは概念を理解すると共にある種の規範に(無自覚な仕方で)コミットしていることになり、現象学的倫理学はこの隠れた仕方で働いている規範を顕在化させ、われわれの無自覚なコミットメントを問い直すという役割を担うことになるだろう。これは、魅力的な解釈であると思われる。しかし、そのように考えるとすると、すべての規範がわれわれの生きている世界に潜在しているという仮説を採ることになるだろう。おそらくレヴィナスは、そのような解釈学的な立場をとらない。また、レヴィナスの議論は徳倫理のように人間の自然本性や資質の開花という点に訴えて親になることを擁護するものではないし、特定のあり方を親がもつべき徳として見定めるものでもない。筆者が考えるに、レヴィナスは存在者の能力や特徴から本性的なあり方を導き出すことを明確に拒否し、人々の社会的な営みから(非存在論的な)「人間的なあり方」を——ある意味では——「構築」しようとしている。そのように考えるなら、レヴィナスの分析は潜在的にコミットしている規範を露わにすることではなく、彼が着目する論点をもとに構築されんとしている親子関係であると言えよう⁷。このように考える理由は、レヴィナスの分析が取り出し

⁵ 本号 29 頁以下。

⁶ 品川哲彦「隠れたしかたで働いている規範」、『日本倫理学会論集 25 規範の基礎』、慶應通信、1990年、112-113 頁。品川氏は規範を個人と共同体の共有する習性に基づいて考察している。

⁷ 筆者が考えるに、こうした試みは、C・ダイヤモンドが人間と動物の差異を論じる際に述べている「人間という観念の構築」と類似している。「人間に対する義務についても同様である。それは人間であるということから導かれる結論ではないし、人間とはこれこれの存在であるということによって正当化されるよう

たのは強い意味での「規範」(親である以上は必ず従わねばならない決まり事)とは言えないと考えるからだ。というのも、それはすべての親を従わせるような強制力をもたないし、善い親がつねに満たしているような規範でもないからだ——善い親(とみなされている人)であっても子どもを利用することがまったくないわけではない。当然ながら、このような「構築」が形而上学的な「構築」(捏造)とは異なるのは、どのような点においてなのか、そしてこのような構築をなお「現象学的」と呼べるかどうかについては、吟味されねばならない⁸。

3. 今後の展望と課題

親子関係は、品川先生が提起してくださった(現象学的)記述と規範との関係が従来とは異なる仕方と考えられるべき典型的事例をなしていると思われる。拙論冒頭や品川先生のコメントでも言及されていたように、倫理学や政治哲学の分野では、ケアの倫理や共同体主義において、個人を形成する家族や親などのケアの重要性が指摘されてきた。また、主として英米圏で研究が進んでいる「家族倫理学」(family ethics)においては、親の義務

なことでもない。それ自体が、人間という観念を構築しようとするひとつの試みなのだ」。ダイヤモンドは、このような構築の意義をG・オーウェルによる、両手でズボンをたくし上げながら逃げる男を撃つことができなかったという記述をもとに次のように説明している。「私がここに来たのは、「ファシスト」を撃つためであった。しかし、ズボンをたくし上げている男は「ファシスト」ではない。それは明らかに私たちと同じ同胞であり、どうしても撃つ気にはなれないのである」。ここでは敵(ファシスト)という概念と同胞という概念がある種の緊張関係にある。ズボンを両手でたくし上げながら走る男を撃つことができる者ですら、なぜオーウェルが撃てなかったかを完全に理解することができるだろう。ズボンをたくし上げて走る男のようなイメージや光景は、ある人の行動を確認したり変更したりする「何か」を伴う。しかし、その「何か」に強制力はない。言い換えると、その「何か」は、それが有している力や、すべての者に対してではないにせよ、その「何か」が誰かに不快感をもたらしたり不快感を意識させたりする可能性があるということを理解できる者すべてに対して、強制力を有するものではないのである」(Cora Diamond, *Eating Meat and Eating People* (1978), in: *The Realistic Spirit: Wittgenstein, Philosophy, and the Mind*, Cambridge/Massachusetts: MIT Press, 1991, p. 324. 横大道聡訳、キャス・R・サンステイン、マーサ・C・ヌスパウム編『動物の権利』、尚学社、2013年所収、143頁)。ダイヤモンドによれば、オーウェルは、相手の何らかの特徴(ズボンをたくし上げている)や能力(武器を捨て殺傷能力をもたない)から権利(殺されない権利)を導き出しているわけではない。オーウェルに敵を「同胞」(同じ「人間」として見させた「何か」は、すべての人にそうさせるような普遍的な強制力をもたない。にもかかわらず、オーウェルと同じような行動に出ない(逃げるファシストを撃つ)兵士もオーウェルの弁明や感情を理解しうるのだ。人間についてのこうした記述は、すべての人が従うべき規範や原理を提出するものではなく、われわれが「人間」という概念を再構築するための手がかりとなるものなのだ。筆者が考えるに、時に極端な状況や表現を用いて記述されるレヴィナスの「形而上学」もこのような役割を担っていると考えられる。

⁸ こうした点に関しては、本論発表後にハイデガーフォーラムで発表した拙論「人間主義と形而上学——人間性をめぐるハイデガーとレヴィナスの対決」において(充分にとは言いがたいものの)論じた。発表原稿は、以下の頁で公開している。

の特殊性や親子関係と成人同士の関係の相違が倫理的観点から分析されてきた (cf. J. Blustein, *Parents and Children: The Ethics of the Family*, 1982)。筆者が考えるに、こうした研究においては、「親になること」や「子どもであること」がいかんにして体験されているかが分析されてこず、親子関係や家族関係が (子どもの出産・養育を経て子どもの成長や親離れを通じて) 絶えず変容していくという視点が抜け落ちてしまっている。そのため、婚姻関係や血縁関係にとらわれない新しい家族関係について、既存の倫理学の観点からポジティブに考察することには限界がある。現象学は、「親になる」あるいは「子どもが成人に近づいていく」という自己変容の経験を分析できる点で、従来の倫理学にはない視点から家族関係を考察することを可能にすると思われる。ここで提示された拙論はあくまでそのスケッチにとどまり、既存の研究の成果との比較のもと、現象学的倫理学がいかなる点で既存の研究にない視点・洞察をもたらすかを明示しなければなるまい。品川先生のコメントによってさらなる課題が明確化されたことに深く感謝しつつ、ひとまずここで筆をおくことにしたい。